

指定管理者制度導入県有施設点検マニュアル

自然環境課

1 目的

このマニュアルは、指定管理者制度導入県有施設において、利用者の事故やけがを未然に防止し、安全を確保することを目的として、指定管理者が行う基準となる点検の方法や頻度等を示したものである。

2 適用範囲

指定管理者が管理を行う施設とする。

3 点検に当たっての基本的視点

- (1) 施設には必ず管理責任があるという認識を持つ。
- (2) 利用者の行動（歩く、休む、見るなど）の視点に立つ。
- (3) 利用者に危険を及ぼす可能性のある要素（別紙1参照）を想定する。

4 点検の内容

- (1) 点検は、巡回時に施設の外観を目視等により異常の有無を確認する「日常点検」と、定期的に施設の異常等の有無を調べるために行う「定期点検」の2種類とする。
- (2) 日常点検は、原則1日2回（開園前、閉園前）、施設内の主要ルート及び主要建物等を巡回する際に目視等によって行う。
- (3) 定期点検は、指定管理者が任意に期間を定めて行う自主点検と法定点検とし、定期点検の方法は、別紙2を基準に、自然環境課と協議の上、指定管理者が施設区分毎に定める。

なお、自主点検は次の方法で行う。

① 目 視

目で見ることによる最も容易かつ簡単な方法で、錆、腐食、亀裂・破損、変形、汚れ等を発見する基本的な点検。

② 触 診

手で触ったり、ゆすったりすることによるぐらつきや劣化等の隠れた危険を発見する応用的な点検。

③ 聴 診

耳で聴くことによる異常の有無を判定するもので、ブランコやシーソー等のキシミ音によるベアリングの摩耗等を発見する構造機能的な点検。

④ 打 診

外部から叩くことによる内部の腐食等を調べるもので、支柱等の劣化や亀裂等を発見する推測的な点検。

- (4) 定期点検のうち自主点検の頻度は、施設の材料、利用状況、危険度等によって、別紙2を基準に、自然環境課と協議の上、当該年度の事業計画と併せて年間点検計画（別紙3（様式例））を施設区分毎に定め、その内容を県に提出する。

- (5) 指定管理者は、年間計画を立てて、定期点検を実施する。
- (6) 定期点検のうち自主点検に当たって指定管理者は、施設点検記録票（別紙3（様式例））を作成・保存する。
- (7) 構造物については、施設毎に番号をつけ、全体の位置図を作成し、定期点検がスムーズにできるようにする。
- (8) 応急処置が必要となる場合が想定されるため、ひもやロープ等の締切り用具等を備えて点検を実施する。
- (9) 建物内や構造物以外のものについて、危険要素等を発見した場合、位置を図面上へ記入する。
- (10) 大雨、台風等異常気象、地震等については、各指定管理者が独自で定めている、異常気象対応マニュアル等によって行う。

5 危険要素を発見した場合の措置

- (1) 危険要素を発見した場合は、その場で対応できるものについては、措置を講じ危険を回避する。
- (2) 点検者で対応ができないものについては、必要に応じて立入禁止措置の応急措置を講じ、修繕・撤去・改修等の判断については、農林水産事務所（農林事業所）又は自然環境課と協議をした上で対応する。

6 点検状況の報告及び確認

指定管理者は、県に対して点検結果を実施した日から2週間以内までに、農林水産事務所（農林事業所）を經由して自然環境課に報告する。

また、自然環境課は少なくとも年1回、現地において指定管理者の点検状況を確認するとともに、必要に応じて業務改善のための指導及び助言を行う。

付 則

(運用期日)

このマニュアルは、平成24年5月15日から運用する。

(運用期日)

このマニュアルは、平成25年4月1日から運用する。

(運用期日)

このマニュアルは、平成30年4月1日から運用する。